

立命館アジア太平洋大学図書資料収集の基本方針と選択基準

I. 資料収集の視点と基本方針

立命館アジア太平洋大学ライブラリー（以下 APU ライブラリー）は図書等資料の収集・管理・提供等の運営を通じて、教育研究および自主的学習を支援するものである。したがって、図書等資料の収集にあたっては「図書館の自由に関する宣言」（別紙参照）を遵守する。

図書資料の収集は、アジア太平洋学の確立に寄与することを目的とし、長期的展望にたつて、本学の教育研究の発展に資する資料、学習および生活の面から学生の成長を支援する資料を中心に、日本語・英語およびアジア太平洋諸言語で書かれた資料を中心として収集することに努める。この収集方針を実現するためには財政的裏付けが不可欠である。予算の計画的な確保および適正かつ有効な執行を行わなければならない。

II. 資料の収集方針と選択基準

APU ライブラリーは、自らの責任において作成した収集方針に基づき資料の選択および収集を行う。

1. 収集する資料の種類と収集の範囲

（1）学習用図書

各学部設置科目ならびに関連するものを中心とし学際的領域、新興分野に関する学術書を収集する。また、教養書なども広く収集する。

（2）研究用図書

研究者の研究分野、研究テーマに関わる学術資料を収集する。

（3）参考図書

カリキュラムや教育研究上必要なツールとしての書誌・書目類、索引類、目録などの二次資料や辞書・辞典・事典類、年表、図鑑などを収集する。

（4）非図書資料

1) 語学教材

非図書資料は、特に語学教育、留学生の日本理解、課外活動や自主的学習に積極的効果のあるもの、学生生活を豊かにするもの、の諸点に留意して収集する。

2) 電子書籍(eBook)

その特性を考慮した上で教育・研究用図書として必要なものを収集することとし、本学が契約する指定の電子書籍（eBook）パッケージに含まれるタイトルで、毎年契約更新費用が発生しないもののみを対象とする。

3) 電子ジャーナル及びオンラインデータベースの収集方針は、別に定める。

（5）逐次刊行物

国内外の新聞、学術雑誌、白書・統計類、年鑑、総合雑誌、二次資料などを継続的に収集する。尚、購読の

見直しは定期的に行う。

2. 資料選択の一般的基準

(1) カリキュラムとの関連

蔵書構成を勘案しつつ、カリキュラムと関連の深いものを積極的に収集する。とりわけ各学部教学にそった専門分野の充実に努める。

(2) エクステンションとの関連

学生のキャリアデベロップおよび生涯学習に必要な資料を選択的に収集する。

(3) より深い専門分野の研究を支援するとともに、学際的領域の研究資料の収集にも留意する。

(4) 学生生活を豊かにし、教養を深めるために必要な基本的資料、社会的評価の高い資料を収集する。

(5) 日本語・英語を中心に、アジア太平洋の8言語に関する資料を収集する。その他の言語については必要に応じ収集する。

(6) 特色ある収集を進める。(以下に例を示す)

「APU 文庫」

APU に所属する現職教職員、名誉教授、学生、大学院生、校友による作を収集する。原則として寄贈により収集する。

「アドバイザー・コミッティ ライブラリー」(以下「AC ライブラリー」という)

アドバイザー・コミッティ委員に関係する資料を寄贈により収集する。

(7) その他、時宜の収集方針・課題に応じた資料の収集を行う。

3. 非収集資料の例示

原則として次のようなものは収集しない。但し研究対象となる資料または授業等の学習上必要とされる資料は、この限りではない。

(1) ハウ・ツウもの・実務に偏りすぎているもの。(実用書・通俗書など)

(2) マンガ類。(全集・叢書に含まれるものは除く)

(3) フィクション単行書。

(4) 政党・政治結社・宗教団体・企業等の宣伝的な刊行物。

(5) 客観性に乏しく学術性が希薄な著作物。売名行為に類する自費出版物。

(6) 入手しやすい廉価本(継続購入の文庫本などは除く)

(7) その他、趣味（個人的偏りの強いもの）、娯楽書、家事・育児書、児童書、語学を除く受験問題集・参考書、ポルノグラフィ等。

(8) 著作権上、図書館資料としてなじまないもの。（Word、Excel 等アプリケーションソフト、複製物 等々）

4. 資料収集についての留意点

資料収集にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員は、専門的な業務とし資料の選定にあたり、個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体から圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈図書を受入にあたっても同様である。

以上のような基本方針で収集した図書館資料が、どのような思想や主張をもっていようとも、それは図書館および図書館員が支持していることを意味するものではない。

Ⅲ. 蔵書の更新・除籍

図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新および除籍を行う。除籍は立命館アジア太平洋大学図書資料管理規程第18条の各号により行う。

Ⅳ. 改廃

本方針の改廃は、総合情報センター運営委員会にて審議し、総合情報センター長が行うものとする。

附 則

本基準は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2014年1月8日 電子書籍の取り扱い変更等に伴う一部変更）